

午前10時31分 開議

議長（堀口武視君） ただいまから平成16年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 竹田光良君、3番 中尾広城君の両君を指名します。

次に、日程第2、泉南監報告第1号 例月現金出納検査結果報告から、日程第4、泉南監報告第3号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成15年10月分、11月分、12月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成15年10月分、11月分は、平成16年1月8日に井上監査委員が検査を執行いたしました。平成15年12月分は、平成16年2月6日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正であると認定をいたしました。

（傍聴席より発言する者あり）

議長（堀口武視君） ちょっと待ってください。傍聴席、何をしてるんですか。議事進行の支障になったら、何か……。 （傍聴席より発言する者あり）ちゃんと傍聴人規則ののっとりやってください。（傍聴席より発言する者あり）

えらいすんません。

監査委員（島原正嗣君） 以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

失礼をいたしました。

議長（堀口武視君） 申しわけございません。ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 簡単なんですけど、市税収入状況の調べのところで、去年は税収が非常に厳しかったんですけど、前年度に比べて12月現在の市税徴収状況は、どの程度ポイントが、その状況をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） お手元に配付をいたしておりますとおり、極端に税収が落ち込んでいるということではなしに、原課の方でもこれらの税収の落ち込みに対してかなり御努力をなさっておるという点もございまして、決算の内容あるいは例月の出納検査のたびにいろいろ御指摘をいたしております。

ですから、例年並みというんですか、前月並みの徴収状況でありますけれども、若干上昇はしてきてるというふうな指摘をなされまして、私、井上監査委員と 特に井上監査委員の方からそういう御指摘がございましたので、原課の方で一層努力をすると、こういうことになっております。具体的には、今お手元に資料を配っておりますから、そういうような徴収状況になっておると。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかに。 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

次に、日程第5、議案第1号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第1号、市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。市道認定につきましては、都市計画法第40条の規定により、新たに公共施設として本市に帰属された道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要

があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の認定路線は、上村西住宅内線ほか7路線、総延長827メートルでありまして、詳細は議案書1ページから2ページ、路線の位置図につきましては3ページから17ページに記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第6、議案第2号 泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市の合併についての意思を問う住民投票条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。本市におきましては、泉佐野市、阪南市、田尻町、岬町とともに泉州南合併協議会を設置し、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議調整を行っているところであります。

市町村合併につきましては、市の存立の基礎的条件にかかわる基本的な選択であり、市政運営上の重要事項であります。

市政運営上、また市民生活においても重要な事項であります本市の合併について住民投票の制度を設け、広く市民の意思を問い、市民の総意を市政に反映し、公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、住民自治の本旨に基づく市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的として、本条例を提案するもので

あります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 1つは、市長にお伺いしたいんですけど、いろいろの今までの代表質問を聞くと、大体7月ごろの参議院選挙前後と、こういう話を、これはわかりませんが、その前に新市計画とかそういうものが必ず出された後でこういう投票をするということ、これは確約できるのか。

それから、2つ目は、今度新たに18歳以上の問題と、それから外国籍の人もこれを許すということなんですけど、その準備ですね。なかなかこれ参議院の選挙の準備もせなあかんし、投票所もまた別につくらなあかんということで、大変な準備が要ると思うんです。その点はきちっとできるのか。

それから、これは選挙管理委員会にお伺いしたいんですけど、第15条の住民投票に関する投票運動は自由とするということは、これは公職選挙法に 各地の住民投票の例を聞いとると、これは公職選挙法には縛られないと。戸別訪問も、それから街頭宣伝もすべて自由ということで、各地の住民投票をやられとるんですけど、そのことはそうなのかということ。

それから最後に、これは何度も確認されてるんですけども、投票の結果は、市長はもちろんこれは尊重するという事なのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、住民投票する前の住民説明会で新市建設計画まで説明するのかと、あるいはできるのかということですが、新市建設計画の最終版というのは、かなり時間がかかるというふうに思っております。ただ、その中間といいますか、ほぼまとまった部分ですね、これはお示しできるというふうに考えておりまして、それもあわせて住民説明会で説明をさせていただこうというふうに考えております。

それから、準備ですね、できるのかということ
でございますけれども、その7月ごろと言うてお
るのが間に合うかということでございますが、
これは前から申し上げておりますように、固定し
たものでございまして、今のところ我々市長、町
長間の話としましては、目標として参議院選ぐら
いを目標にいろいろ頑張って資料づくりをやる
ということになっております。ということは、そ
の前に当然住民説明会をしないとイケませんので、
その準備ができれば7月にしたいと。ただ、それ
が不十分あるいはできないということであれば、
改めてそのあたりの日程については協議をして決
める必要があるというふうに思っております。

それから、最後の尊重するという条項が入って
るということでございますが、これは住民投票で
すから、その結果については尊重をするというこ
とをその条例の中に盛り込んでおりますから、そ
して主語が市長はと、こうなっておりますから、
尊重するということでございます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。（成
田政彦君「選管答えてない」と呼ぶ）廣岡選挙管
理委員会事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 住民投票運動は自
由とするという規定でございますけれども、選挙
運動につきましては、当然公職選挙法によりまし
て、それぞれ文書、図面とか、演説その他いろい
ろ規制がございますけれども、住民投票についま
しては、これは直接、選挙ではございませんので、
該当しないと思います。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 市長にもう一度お伺いし
たい。

この問題については、一斉に各市町村で、泉南
だけやるということもそれは僕はそれで構わない
んですけどね、そういう3市2町の首長の中では、
こういう岬、泉南、阪南、佐野一斉にやるという
ふうになっとなのか、そういうことはまだ決まっ
てないと、そんなことは、各市町村でやるのか。
そういうことはどう調整、その点ちょっとお伺い
したい。

それから、もう1つ、新市計画というのは、具
体的に言ったら例えば新市の名前とか、それから

市役所の位置とか、最も市民の関心のある、公共
料金の問題とか、それから議員のやつもあります
わな。そういう最も 少なくとも最低市民が知
り得る、こういうことはきちっとやると。2,00
0項目も協議あるからすべてできないと思うけど、
そういったことは大体やるということですか。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目は、同じ日にするの
かということでございますが、これは我々市長、
町長間では、同じ日にやろうというふうに協議を
いたしております。名前出ました市の中ではやら
ないところもありますので、今のところ2市2町
ということでございます。

それから、住民説明会あるいは住民投票までに、
新市の名称とか庁舎の位置とかそういうものまで
含むのかということでございますが、新市の名称
については、今、合併協の小委員会で検討されて
おられまして、一応公募するというふうになって
おりますので、それは間に合うかどうかというの
はわかりません。新市の名称というのは、これは
一緒になったときの新しい名前でございますから、
それまでに決定できるかどうかというのは、今の
ところわかりません。

それと、庁舎の位置も小委員会で今検討されて
おられまして、いずれにしても合併時は新庁舎と
いうのは物理的にできませんので、当面は今ある
それぞれの市庁舎を活用するという総合支所方式
と、そういう方向で今検討がされておられます。
それも、ある一定わかれば、当然住民説明会まで
に説明をいたしますけれども、まだ継続である場
合もあり得るというふうにお考えいただきたいと
思います。

それから、公共料金につきましては、最も市民
生活に密着に影響があるというふうに思われてお
ります、例えば上下水道料金とか、あるいは国保、
それから介護保険とか、保育料とか、そういうも
のについては、できるだけそれまでに我々の考え
方をきちっと整理をして、そして法定協での議論
もいただいてオープンにしていけるように努力を
してまいりたいと考えております。

できるだけ持てる情報はすべて提供した上で説
明しますとともに、判断基準としてお示しをして

いきたいというふうに考えております。

議長（堀口武視君） ほかにございませんか。

北出議員。

12番（北出寧啓君） 住民投票条例の運用にかかわってのことなんですけれども、この間、私の同僚の和泉市の議員がちょっと住民投票条例で回帰分析という手法をもちまして、効果とかいろいろ結果を出してきておりましたけれども、ちょっと気になるのは、だから執行機関が住民投票条例を制定した場合の住民の盛り上がりが少ないと。当然そうなんですけどね。だから、住民自治の中で住民投票条例が住民側から提案されてくると、かなり活性化した住民の意思決定というふうに行くわけなんですけれども、なかなかその困難性は当然あると思うんですよね。そのためには、情報を徹底的に市長おっしゃられたような形にするべきだと思います。

ただ、情報そのものは一定の制限があるのは仕方ないと思うんですね。だから、どれだけ住民が今後の街づくりに関して意欲的に参加できるようにするかという、その辺の何というんですかね、盛り上がりを執行機関としては丁寧に仕組みをやっていただきたいというふうに考えておまして、その辺もしお考えございましたらおっしゃっていただきたい。

もう1点、だから余り住民の内部に浸透しないで投票率が低下した場合、その辺でもデータ的には、少数であれ、パーセンテージにかかわらず住民全体の意思の割合というのは明らかになると思います。

ただ、余り少な過ぎててもどうかという議論もあると思いますので、その辺かんがみて市長のお考えをお示し願いたいと思います。2点です。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前回、昨年5月に11カ所で説明会をさせていただきました。参加人数は、3市2町の中では一番多かったんですが、数的には非常に少ない方々でございました。

ことしももう一度やろうというふうに考えておりますが、その間法定合併協もでき、またいろんな情報も、合併協だよりとか広報でもかなりやっておりますし、またインターネットでも発信もい

たしておりますので、相当関心が出てきたんではないかと。この間のアンケート調査でも、関心があるというのがかなり高い率だったというふうに思いますけれども、引き続いて、そういういろんな媒体を使った広報ですね、そういうものに取り組んでいきたいというふうに思います。

それと、6月にシンポジウムを開催いたしましたので、そういういろんな手段をとりながら、この合併問題についての関心を高めていくようにしてまいります。

それと、あと結果の話、投票率の問題ということでございますが、これは他の国政あるいは市政選挙と一緒にやるのかどうかによって、かなり違ってくるのかなというふうに思います。

いずれにしても、そういう公職選挙でもなかなか最近投票率が非常に低下してきているという不安材料がございます。その中で住民投票ということでございますので、初めてでございますのでこの程度予測できるかというのは非常に難しいんですけれども、先ほどの広報も含めて、要するに関心を持っていただけるような盛り上がりに向けたPRを一生懸命やって、その上で投票に来ていただくという形に持っていきたいなというふうに思っております。

他市町でも、かなり高い率のところと低い率のところありますので、こういう都市部ではどの程度かというのは、なかなか予測しにくいわけでございますけれども、できるだけ高めるような努力というのは、我々当然やらなきゃいけないというふうに考えておりますので、いろんな機会を通じて、私もそういう集まりがあったときには、こういうこともやりますよというのを最近申し上げてきているわけでございますが、そういう形でどんどんPRをしていきたいというふうに思っております。

議長（堀口武視君） 北出議員、ほかの議員の皆様にもお願いを申し上げます。今議会は、皆様方も御存じのように、全議案は委員会付託ということに議会運営委員会の決定をいただいております。基本的な部分の質疑だけにさせていただいて、残り付託された常任委員会あるいは特別委員会の方で御審議をいただきたい、このように思いますの

で、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

北出議員。

12番（北出寧啓君） あと1点だけお聞かせ願いたいんですけども、和歌山県の北部なんかの合併状況を見ましたら、解散したり、またすぐ再編したりという形になっております。

住民投票の場合は、一応これ3市2町の住民投票だと思っんですよね。ただ、そういう意味では、住民には選択肢は1つしかないということで、例えば2市1町とか、そういう選択肢を含めてどうなのかと。そういうフレキシビリティに満ちた、そういう選択を保障ができないものかと。その点だけ最後にお聞かせ願いたい。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 法定合併協議会設置前でしたら、いろんなA案、B案、C案というような形の組み合わせで住民投票されてるところもあるんですけども、この地域の場合は既に法定協が設置されて、枠組みが一つ決まっておるということでございますんで、その枠組みを前提としての可否ということにさしていただいております。

もし、その結果、枠組みが変わるか、そのままになるかわかりませんが、それはまたその時点で、後どうするんだという議論に持っていくかざるを得ないというふうに思っておりますので、今のところは、その法定協で設置しております3市2町という枠組みでの選択ということにさしていただきたいと思います。

議長（堀口武視君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） 私、総務委員会に属しておりますから、具体的なことは委員会でお尋ねをしたいと思っんですが、意見を申し上げて、質問ですが、意見ということで、次の総務委員会までに御検討いただきたいと思っんですが、1点だけです。

先般の総務文教の委員会で御提案のありました、今言う投票条例の説明の中で、外国人のいわゆる投票、参政権といいますか、そういうことを認めると、こういうことなんです、我が国憲法は、御存じのように第1章から第11章ですね。项目的には第103条まであるわけですね、憲法は、

ですから、その中で、この憲法の前文には日本国籍を有する者がすべて日本国憲法に基づいて運営されなきゃならんという規定がございますね。その場合、その外国人の場合には、今言ったような憲法の基本的な精神からいって、果たしてその憲法に抵触しないかどうかですね。

いろいろ地方公共団体の義務や権利もありますけれども、全国的に見て問題になっていないようすけれども、今、自民党と民主党の中で 公明党さんも含めてですけれども、憲法改正の問題があるようすけれども、地方自治体においてもこういうシステムがどうなのかということの判断を次回の総務委員会までに検討していただきたいというふうに思っんですが、この点についてよろしくお願いしときます。

議長（堀口武視君） 意見でよろしいですか。

〔島原正嗣君「はい」と呼ぶ〕

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第7、議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第3号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本市においてもこれらの法令に準じた定めを行っている部分について改正するものであります。

29ページをお開き願います。改正内容につきましては、条例中の罰則規定において罰金額を現行の10万円から20万円に引き上げ、また傷病

補償年金の算定に必要な傷病等級を定める別表中において、地方公務員災害補償法施行規則の関係規定を引用している部分についても、当該施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第8、議案第4号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。（傍聴席より発言する者あり）傍聴席静かにしてください。

（傍聴席より発言する者あり）傍聴席静粛に。助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。地方税法の一部を改正する法律により先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除が創設され、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税の課税についてその繰越控除を適用させることとなったため、本市の国民健康保険税条例において所要の改正を行い、あわせて申告書の提出義務を規定する部分においても必要な規定を補うため、本条例を提案するものであります。

議案書の33ページをお開き願います。改正内容につきましては、申告書の提出義務を規定する第15条において、市民税の申告書が市長に提出されている場合、または納税義務者及びその世帯に属する被保険者について、給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている場合においては、国民健康保険税に係る申告書の提出義務

がない旨の規定を補う改正を行うほか、所得割額の算定を行う場合について、先物取引の差金決済において損失があった場合に、当該先物取引に係る雑所得からその損失を控除して算定する措置を講じる旨の改正を行い、あわせて法令からの引用部分であります「商品先物取引」を法令改正に合わせて「先物取引」に改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 15条の先物取引にかかわる雑所得の金額は、今度、これは失敗した場合にこれを控除するということなんですけど、今まで逆にもうかった場合はどうなっとんやと。これはもうかった場合は課税されとるのか。これちょっと僕、たしかそれ課税されてないように聞いたんだけど、そういう不平等なことはないんですか、それは。（発言する者あり）質疑中だ。どうですか。質疑をちゃんとやとんや、僕は。質疑やとんや。（巴里英一君「素人でもわかるかな」と呼ぶ）おれ素人や、このことには。国民健康保険税は素人や。何を言うとんねん。素人や、国民健康保険税については。当たり前や、何を言うとんねん。何を言うとんや。当たり前や。人の質疑に文句言うな。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 先物取引の関係でございますが、地方税法に規定されておりますとおり、当然もうかった場合は収入となりますので、課税の対象になります。

以上でございます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第9、議案第5号 泉南市漁港管理条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市漁港管理条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。りんくうタウン南浜地区に所在する樽井地区船だまりをこのたび第1種漁港に指定するに当たり、本市が漁港漁場法第25条第1項に定める漁港管理者となることから、同法第26条に基づき維持管理に関する規程を定める必要があるため、本条例を提案するものであります。

37ページから48ページにわたり記載しております条例は、全18条の条文から構成され、その内容は、漁港施設の維持、保全及び運営に関する事項、漁港施設を使用または占用する場合に徴収する使用料及び占用料に関する事項、並びに漁港施設の利用を著しく阻害する行為の規制に関する事項が主なものとなっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） この条例にかかわっての市のメリット、それから予算措置というか、市に負担がかからないのか、それからもう1個の泉南市の漁港の岡田漁港の扱いはどのようにされるのか、その点お答えください。

議長（堀口武視君） 東農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（東 三郎君） 御質問の指定することによっての市のメリットということですが、もともと船だまりとして企業局から整備をいただいた船だまりでございますし、以前からも漁港として引き取ってくれという話も再三あって、協議を進めてきた結果、本日上程をさせていただくことになったわけでございます。

メリットといたしましては、このまま船だまりとして残った場合に、いわゆる大規模な改修とかを行う場合には、国庫補助を導入できないということが出てまいります。国庫補助というんですか、

導入できないということが出てきます。

それと、もう1つ、漁業組合が単体でいろんな事業をやろうとすると、農林漁業金融公庫ですか、その辺からも融資を受けられる。今、現状では受けられませんので、受けられると、そういうメリットが出てまいります。

それと、財政的には、交付税の対象になりまして、基準財政需要額に算定をされてまいりますので、樽井漁港として指定をした場合には、約1,000万円程度の交付税が見込まれるということでございます。

岡田漁港につきましても、現在、大阪府水産課の管理のもとに置かれておりますが、大阪府下、10港の漁港が第1種漁港として存在しておりますので、これについても大阪府の水産課と各市町が個別に協議をいたしてございまして、この3月25日に一堂に会しまして、Aグループ、Bグループに分けていくんか、それとも一括でいくんか、何年度を目標に各市町が引き取るんか、そういう協議を重ねている最中でございますので、3月25日もその協議会をやっているところでございます。

ただ、岡田漁港の場合は、かなり大きゅうございますので、先ほど申し上げました交付税の算定額が大体3,000万円ぐらい見込めるということでございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

巴里議員。

22番（巴里英一君） 3条と4条なんですけども、3条については、漁港施設と基本施設、外郭施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地というふうに関係する各法があります。その法、私は余り知りませんので、できたらこれ常任委員会に付託されると思うんで、それに関する条例の写しでも結構ですので、できればこういったものを本来は添えていただくのが筋ではないかなというのが1点です。

4条の市長は毎年度維持、保全及び運営に関する計画を定めるものとするということになりますから、これに対する予算措置、先ほど課長の方から1,000万円のという形がありましたが、市の

経費が今後きちっとしていかなきゃならないということから見たら、非常に責任が重くなるんかなというのが1点ありますので、そうしたシステムの細則とか項目とか、いろいろ漁業組合との折衝があると思うんで、その点きちっと諮っていただきたい。

そうでなければ、漁民に大きな負担もかかるということはあってはならないというふうに思いますので、その点いかがでしょうか。

議長（堀口武視君） 東農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（東 三郎君） 大変失礼いたしました。委員会に提出する際には既に漁港漁場法という法律を全部コピーしてつけさしていただいておったんですけども、本会議のときにちょっとつけさせていただいておりませんので、できましたら全議員さんにお配りできるようにさせていただきますというふうに思います。

それと、あとの予算措置の関係でございますけれども、いろいろこれからも樽井漁協さんとは管理運営とかをめぐっては協議をしていかなあかんというふうに思います。

まず、その辺については余り金はかからんかなというふうには思っておりますけども、あと泉南市が移管を受ける、指定するということになりますと、航路標識とかその辺の予算が必要になってまいりますので、本年度の当初予算、16年度の当初予算にその分だけ計上させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（堀口武視君） 巴里議員。簡潔にお願いします。

22番（巴里英一君） そうですか、資料は出たんですか。それはここにありませんのでわからないんで、失礼をばいたしましたけども、できればいただきたいと思っております。

今、おっしゃってますように、泉南市には岡田と、先ほどおっしゃったように樽井が昇格といたしますが、市預かりといたしますかね、市運営港湾になるわけですね。漁業法に基づく漁港になるわけですね。

今、東課長がおっしゃってましたように、商業でも農業でもそうなんですけど、今、漁業組合といえますか、漁業者に対するいわゆる施策というの

は非常に薄いというふうに私は思うてます。

これを受ける限りは、きちんとした予算措置のあり方も含めてやっつくべきでないかと。方式はどうか分かりません。積み立てというのは、基金というものは必要なかどうか。あるいはそういう方向も、確かに移された現時点ではまだ新しいですから、そんなに傷みもしてないと思います。しかし、状況変化によって施設の変更もあり得るということもありますので、そういった意味で基金が正しいんかどうかちょっとわかりませんが、その方法論を見つけて、いずれにしても一気に負担がかからないようにというような形で考えられてるんだとしたら、ひとつぜひともその方向でお願いしたいなというふうに思います。

議長（堀口武視君） 東農林水産課長。

都市整備部農林水産課長（東 三郎君） 予算的に一気にかからないようにということでございますけども、まず今、私ども樽井船だまりを第1種漁港として指定をして引き取る際には、今現在の所管でございます大阪府の企業局にすべて整備をさして引き取ると、それにまだなおかつ引き取り協定書には瑕疵担保をつけて引き取りたいというふうに考えております。

ただ、申しますように、大きな災害とかそういうのが発生しますと、いずれどこか傷んでくるというふうに思いますんで、1種漁港を指定をしておきますと、補修に際して災害復旧とかそういうので国庫補助を導入できますんで、その辺では市の負担は軽減できるんかなというふうに考えております。

ただ、今も御心配をいただいておりますように、樽井漁港に関しましては、余り今のところ補修費はかからないというふうに考えております。と申しますのは、流入河川がございませんで、一番大きな金のかかるしゅんせつというのが余り必要になることがないというふうに考えておりますので、その辺もよろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（堀口武視君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、

所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第10、議案第6号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第6号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書49ページをお開き願います。地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が本年4月1日から施行され、条例で引用されております法令の題名が改正されることに伴い、所要の改正を行うとともに、他の引用法令につきましても題名等を改正する必要があるため、本条例を提案するものであります。

51ページをお開き願います。改正内容につきましては、規定中において引用する「地方公営企業労働関係法」の題名を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改正し、あわせて「失業保険法」を現行の「雇用保険法」に、同様に「失業保険金」を「給付金」にそれぞれ改正するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第11、議案第7号 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。（傍聴席より

発言する者あり）傍聴人、不規則発言は慎んでください。（傍聴席より発言する者あり）これ以上議事を妨げると退場を命じることがあります。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第7号……（傍聴席より発言する者あり）

議長（堀口武視君） 退場してください。

助役（神田経治君） 平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

平成15年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めたものであります。

議案書53ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億222万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222億287万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものについて簡単に御説明申し上げます。

議案書63ページをお開き願います。生活保護費の扶助費3,200万円は、医療受給者の増加などにより医療扶助費の増によります経費を補正するものであります。

次に、成人病対策費の委託料1,212万5,000円は、子宮がん検診、基本健診、肺がん検診、大腸がん検診に係ります検診対象者の増加によります経費を補正するものであります。

次に、65ページをお開き願います。信達樽井線改良事業費の公有財産購入費3億1,176万5,000円は、事業進捗を図るべく要望していた補助金及び……（傍聴席より発言する者あり）

議長（堀口武視君） 神田助役ちょっと待って。

退場してください。退場を命じます。これ以上議事進行を妨害 退場を命じます。退場してください、傍聴者。

神田助役、続けてください。

助役（神田経治君） 次に、65ページをお開き願います。信達樽井線改良事業費の公有財産購入費3億1,176万5,000円は、事業進捗を図るべく要望していた補助金及び地方債の追加内示が

なされたことにより、泉南市土地開発公社により
ます先行取得用地の買い戻しを行うために要する
経費を補正するものであります。

次に、67ページをお開き願います。クラブ活
動費の備品購入費30万円は、泉南中央ライオン
ズクラブより泉南・信達・一丘各中学校のプラス
バンド部へ楽器購入のための寄附が行われたこと
により補正するものであります。

次に、68ページをお開き願います。緑化基金
費の積立金3,500万円は、関西国際空港株式会
社よりの寄附金を基金に積み立てるために補正す
るものであります。

次に、69ページをお開き願います。同和更生
資金貸付金償還金の償還金、利子及び割引料16
1万7,000円は、平成14年度中に借入者から
市へ返済された償還金額のうち、府貸し付け相当
分を大阪府へ償還する経費を計上するものであり
ます。

なお、第2表の地方債の補正につきましては5
8ページに、歳入の明細につきましては59ペー
ジから61ページに記載しているとおりでござい
ます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせてい
ただきます。御承認賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。
質疑ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 60ページの同和更生資
金貸付金償還金、ここに貸付金元利収入というこ
とで495万8,000円あるんです。それで支出
で69ページで161万7,000円あるんですけ
ど、この同和更生貸付金の現状は、大体今まで何
%ぐらい回収できて、あとどの程度残っているの
か、今後の見通しはどうなるとするのか、お伺いし
たいと思います。

それから、基金のところ緑化基金があるんで
すけど、これは歳入の方で一般財源に回されとる
のがあるんですけど、今回の緑化基金、これも一
般財源に回っていくのか、そういう点ちょっと。
緑化事業で、緑化じゃなくて全然わからんようにな
っていきただけで、そういう点でなし崩し的に
こういうふうに使われるのは、僕は非常に本来の

目的に違反しとるんじゃないかと思うんですけど、
その2点よろしく願います。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 同
和更生資金の還元につきましてお答えさしてい
たきます。

歳入の60ページを見ていただきたいと思いま
す。平成15年度で2回にわたりまして、49万
4,000円歳入がございました。これをもちまし
て償還率としましては18.6%となっております。

あと残ってる額でございますが、未償還額とい
たしまして、この15年度の結果5,089万4,7
00円というのが未回収額でございます、現状に
おきまして。

それと、今後の見通しでございますが、関係部
署とも十分協議調整しながら、少しでも回収でき
るように努力していきたいと、このように考えて
おりますので、よろしく願います。

議長（堀口武視君） 市道財政課長。
財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（市道登
美雄君） ただいま御質問のございました緑化基
金の15年度、今回の分を積み立てた後の額とい
うことでございますけれども、1億9,100万と
いうことになります。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） この同和更生貸付金の回
収については、2002年、平成14年の12月
には大きな問題になって、当の理事者、市長も、
これについてはきちっとやりたいということを開
いとるんですけど、残りが、2年たって16.8%
ですかね、それで残がいまだに5,000数百万あ
るといことになると、1年で大体8%ですから、
2年前で5,380万円余りが回収されないままに
これ2年前ですよ。5,380万ですから、2
年たって回収されたのは、さっき聞いたらほんの
わずか、2年間何をしとったのかというぐらい僕
は思うんですけど、これどうですかね、5,380
万2年前にあって、残りは558件余りやと。

こういうやつで、僕ようわからんのですけど、
そしたら558件ということは、回収できたのは

わずか100万円ですけど、件数として2年間に大体何件ぐらいで総体として幾らかと。

それで、2年間具体的に市として、たったこれだけだったら、永遠に回収は不可能じゃないかと僕は思うんですけど、その辺どうですか。大阪府に161万円返したというんですけど、これちょっと余りにも残が多過ぎるという気がするんですけど、再度お伺いしたいと思います。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 同和更生資金につきましては、14年の10月の条例の廃止、それ以降いろいろと回収に努めてきたわけでございますが、歳出の69ページ、161万7,000円、今回回収額の翌年に3分の2相当分を府に返還しなければならないということで、161万7,000円計上させていただいております。だから、この回収総額が243万6,000円。243万6,000円の3分の2ということで、14年度分に回収された分を15年度をもって府に3分の2を返すという内容でございます。

14年度分の償還分の内容をしてみると、38件償還がございました。それと、15年度に49万4,000円、これが2回にわたって回収できたわけですが、件数が8件ございます。結果、先ほど申し上げた回収率が18.6%でございます。だから、14年13.数%であったものが、約5%余りふえてきておるといふふうに認識しております。

額で申し上げますと、償還額が現在1,160万5,300円、未償還額が先ほど申し上げましたように5,089万4,700円、合計原資でございます6,250万という内訳になってございますので、よろしく申し上げます。

議長（堀口武視君） 成田議員。3度目です。

18番（成田政彦君） これでいくと、2年たつて、件数としたら1割ぐらいですわ、これ。

それで、市として今後の回収、たった2年で1割以内しかできてないんだから、このままで5,000万も残っとるんだからどうするんやと。ちょっと基本の方針を再度聞きたいんですわ。こんだけ残しといて、たらたらやってもしょうないで。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 同和更生資金の今後の回収の基本的な考え方だと思うんですけども、かなり経過がございますし、5%余り回収をふやしてまいっております。今後も関係部署とも十分協議しながら、少しでも回収できるような努力してまいりたいと、このように考えております。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第12、議案第8号 平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

補正の理由につきましては、介護保険給付費の給付件数及び給付額が当初の見込みよりも増加したことにより予算措置が必要になったため、補正するものであります。

議案書73ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,598万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億2,140万9,000円とするものであります。

それでは、歳入の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。77ページから78ページをお開き願います。歳出の介護保険給付費の補正の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び繰入金を補正するものであります。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。79ページから80ページをお開き願います。居宅介護及び施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、並びに高額介護サービス費等として、2億2,598万4,000円を補正するものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 介護保険の補正なんですけども、補正が10%、2億2,000万も補正、実に1割も補正、それも介護サービス諸費とか高額介護サービス、中身のそんな細かいものは常任委員会でやったらいいんですけど、これごっつい額多いもんで、事業がふえたのか。最近、介護保険では、事業の中身についてはいろいろ新聞でも報道されるんですけど、これだけ費用がふえとるということは、何か泉南市で例えば介護保険サービス事業がふえたとか、業者がふえたとか、そういうことなのか。業者がふえてこうなってふえてきたのか、それをちょっと具体的に教えていただけますか。

議長（堀口武視君） 井上介護保険課長。

健康福祉部介護保険課長（井上 隆君） 成田議員の御質問に答弁させていただきます。

介護給付費の伸びにつきましては、事業としましては、市独自の事業ということではなく、制度として介護保険事業を運営させていただいております。

それで、この給付費の伸びにつきましては、やはり介護保険というものが、制度として4年近くになろうとしております。その中で市民の方々が介護保険制度につきまして御理解、また評価をいただいた中で、制度が定着したということに基づく利用の増であるということでございます。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第13、議案第9号 平成16年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第31、議案第27号 平成16年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上19件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成16年度泉南市各会計予算19件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第9号から議案第27号までにつきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第9号、平成16年度大阪府泉南市一般会計予算についてであります。別冊の予算書3ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ211億4,892万2,000円とするものであります。平成16年度予算は前年度当初予算費4.8%の増となっておりますが、これは新年度中に満期を迎える市債の借りに伴うもので、この経費を除いた実質的な予算規模は1.9%の増となるものであります。

なお、新年度予算の編成に当たりましては、極めて厳しい財政状況を認識するとともに、財政健全化計画に掲げる実質収支の黒字転化を実現する年であり、財政健全化に対する取り組みの真価が問われる年であることから、健全化計画の理念であります財政構造の改革を図ることを基本とし、行政経費の節減と合理化を進めるとともに、旧習にとらわれることなく施策、事業の全般について見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、市民福祉の向上を念頭に予算を編成したものであります。

それでは、歳出から主なものについて御説明申し上げます。

143ページをお開き願います。財産管理費の委託料のうち、行政評価システム導入事業委託料500万円は、施策、事業の選択、重点化を図り、効果的、効率的な行財政運営を行うためのシステム導入に要する経費であります。

次に、162ページをお開き願います。合併についての意思を問う住民投票費の571万4,000円は、3市2町の枠組みでの合併に対して住

民の意思を確認するために要する経費であります。

次に、185ページをお開き願います。児童福祉総務費の報償費のうち、児童虐待防止ネットワーク委員謝礼の22万円は、医師、育児サークル、保育所、幼稚園、大阪府関係者などが児童虐待の防止、早期発見啓発活動を円滑に実施するため、本ネットワークによるシンポジウムを開催するために要する経費であります。

次に、190ページをお開き願います。民間保育所対策費の負担金、補助及び交付金のうち、民間保育所整備費補助金1,776万5,000円は、新家地区民間保育所の定員増を伴います建てかえ改修に際しまして整備費補助を行うための経費であります。

次に、194ページをお開き願います。生活保護費の負担金、補助及び交付金の108万5,000円は、ホームレスに対します生活相談、医療機関の紹介、生活保護等の自立支援を行うための経費であります。

次に、203ページをお開き願います。火葬場費の工事請負費2,250万円は、老朽化により危険な状態にある西信達火葬場の建物の躯体を建てかえるための経費であります。

次に、209ページをお開き願います。し尿処理費の工事請負費1億2,300万円は、焼却炉が老朽化により更新が必要な時期となってきましたが、多額の整備費が必要となることから、今回汚泥等を廃棄物処分場に運搬処理を行うこととし、そのために必要となる汚泥の貯留槽の整備及び深井戸の掘削などに要する経費であります。

次に、221ページをお開き願います。商工振興費の負担金、補助及び交付金のうち、道の駅的施設整備に伴う運営方法等の調査補助金150万円、並びに隣接地地元主導商業施設計画の調査補助金100万円、市内商店の臨店巡回相談指導補助金50万円、高齢化社会に対する出前宅配制度研究補助金50万円は、りんくうタウンに進出が予定されている大型商業施設の立地に伴う地元商業者対策として調査補助を行い、市内の小売業者に対する支援を行うために要する費用であります。

次に、235ページをお開き願います。和泉砂川駅前地区再開発等調査費の委託料500万円は、

本市山側の都市核であります和泉砂川駅前地区の整備を行うための都市計画決定図書の作成に要する経費であります。

次に、237ページをお開き願います。信達樽井線改良事業費の6億5,000万円は、本市発展のかぎを握る交流軸である都市計画道路信達樽井線の改良整備に要する経費であります。

次に、251ページをお開き願います。指導費の委託料のうち、街頭犯罪抑止事業委託料の813万3,000円は、子ども安全パトロール隊と呼ぶ警備員などにより市内の幼稚園、小学校、中学校を対象に登下校時の通学路の巡回パトロールを実施するために要する経費であります。

お手数ですが、13ページにお戻り願います。第2表で債務負担をお願いいたしておりますが、主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

信達樽井線用地取得事業につきましては、歳出予算でも御説明いたしましたが、信達樽井線改良事業の整備に伴います土地開発公社による用地等の先行取得に要する経費の債務負担であります。

また、第3表の地方債につきましては14ページから15ページに、歳入の明細につきましては109ページから133ページにかけて記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

次に、議案第10号から第21号までは、平成16年度各財産区会計の予算でありまして、17ページの樽井地区財産区会計から61ページの芦谷池財産区会計予算までの12財産区会計であります。

明細につきましては、317ページから363ページにかけて記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、65ページの議案第22号、平成16年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ63億8,853万5,000円とするものであります。

明細につきましては、365ページから387ページにかけて記載いたしております。

次に、71ページの議案第23号、平成16年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算であります

が、歳入歳出それぞれ49億3,929万1,000円とするものであります。

明細につきましては、389ページから393ページにかけて記載いたしております。

次に、75ページの議案第24号、平成16年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ23億9,810万2,000円とするものであります。

明細につきましては、395ページから410ページにかけて記載いたしております。

次に、81ページの議案第25号、平成16年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ2,430万5,000円とするものであります。

明細につきましては、411ページから414ページにかけて記載いたしております。

次に、85ページの議案第26号、平成16年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ26億3,348万6,000円とするものであります。

明細につきましては、415ページから433ページにかけて記載いたしております。

次に、議案第27号、平成16年度大阪府泉南市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書は別冊になっております。別冊1ページの予算総括表の収益的収支であります。収入額16億6,418万7,000円で、対前年度比654万6,000円の減、対する支出が16億6,319万5,000円でありまして、対前年度比612万円の減を見込むもので、収支差し引き99万2,000円の黒字となっております。

次に、資本的収支であります。収入額5億4,531万9,000円で、対前年度比4億4,055万3,000円の減、対する支出額8億3,890万3,000円、対前年度比3億2,472万円の減を見込むものであります。収支差し引き不足額2億9,358万4,000円でありまして、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

なお、明細につきましては、30ページ以下に記載しております。

以上、第9号議案から第27号議案までを簡単に御説明申し上げます。御承認賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これよりただいま一括上程いたしております平成16年度各会計予算19件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 成田議員。

18番（成田政彦君） 183ページの集会場管理委託料なんですけど、この問題については、さきの12月議会で、ある区においてやみの使用料が取られとったということについて、全体に報告はないんですけど、今度樽井老人集会場を新しくつくる予算が出とるんですけど、このことについては調査、いわゆるやみの使用料、有料、これはちゃんと調査されたのか、実態はあったのか。

これは全体の重要な問題なんで、その点、183ページ、集会場管理委託料、これとはまた別の問題でしょう。管理委託料で216万出とるんですけど、これは公費として市が出すもんなんですけど、逆にそういうやみの委託料についてはどういうふうに現状でなっとるのか、報告をお願いします。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 御指摘の老人集会場の使用料の関係で12月議会で御指摘あった件につきましては、我々もその点につきましては今現在分析して、場合によったら調査についても現在検討しております。また、その後地区の実態につきましては、使用の範囲、使用の団体、それらについてはもう既につかんでおるわけですけども、額につきましてはまだ実態をつかんでございません。御指摘もございましたので、今後検討させていただきます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） これは大きな問題で、私どもの区でも実態は明らかでないんだけど、何の影響かわからないんですけどね、よその区で取ってるから取ってもいいんじゃないかという、老人集会場条例では、これは市長が許可しない限り絶対できないし、無料とすると書いてあるしね。

そういう公金の取り扱いについて、現状でも例えば私がある区に行って老人集会場を借りたら、領収書も何も発行しないで現実にお金を取られとると。もし僕が確認したら、そしたら市はどうす

る。例えばそれは払わない、貸せと、そんなことはおかしいん違うかということで市に抗議したら、どういうふうに対応するんですか、それ。もし、公然と今そういうことが行われとって、そんなのは払わないと、公の施設で。そういう問題が現実起こりそうになったんや、一遍。もうあんた知っとると思うけども。

そういう点について、具体的にそういうことがあるんかどうか、やみのとこで。やみとは言わんけど、そういうことがあるのかどうか、実態として。知らないということ。そういうこと、実態があるということ。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 先ほども申し上げましたように、額等の実態についてはつかめてございません。先ほども申し上げましたように、検討は今後させていただきます。

議長（堀口武視君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 厳密に、市は公金の取り扱いについても厳しく僕やってほしいと思うんです。あるかないかわからん、そういう言い方ですけどね、現実的に起きたときは、起こりますよ、次は。次は、そういう問題、もしそういう事実があったら起こりますよ、この問題は、大変な問題に。それだけ指摘しておきますが、起こったときどうするか、質問の最後に。

議長（堀口武視君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 現在の条例につきましても、御指摘のとおり市長が特に認めた場合 目的は当然老人福祉でございますので、ただ現実はいわゆるコミュニティ施設として、いろんな団体に使われております。ただ、使用料の額については、先ほども申し上げましたように把握できておりませんので、その点も含めまして今後検討させていただくと。

議長（堀口武視君） ほかに。 上山議員。

10番（上山 忠君） ちょっと1点だけお聞きしたいと思うんですけども、きのうの一般質問でもやったんですけど、三位一体改革で8億7,000万程度の補助金、交付金が減額されるという中で、これは18年まで3年間続くんですけども、その減らされた分の財源について、今後どのよ

うにされるのか、どこに求めていかれるのか、1点だけお答えください。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今、御質問の財源、8億6,000万ほど影響、試算ですが、あるだろうということだったんですが、今後、一般質問の中でも御答弁させていただきましたように、アウトソーシングと民間委託とか、あるいは経費の節減、定員の原則不補充とか、そのような面で財源を捻出していかなければならないということで、そしてまた第3次行革の中でもまたそのような効果額を、取り組みを進めまして財源を捻出していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 今御答弁された民間委託、アウトソーシング等々については、既にもうローリング案の中にカウントされてるんですわね。それなのにそれに上積みするということなんですか。かなり厳しいですよ。

今年度の予算も、組むに当たって担当原課の方は相当苦労されたというふうなお話をお聞きしてるんですけどね、それになおかつ8億6,000万円程度がまた減額されるということになれば、先ほどの答弁では私は措置されないん違うのかなという気がするんですけども、その辺について再度。

議長（堀口武視君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） ローリング案の中でそれは措置はされておられません。ただ、第3次行革の中で年度を決めて効果額を出していくということでございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） ローリング案の中に入っていないと言われるけども、財政健全化計画の中には入ってるでしょ。入っていない。項目だけで額が入っていないというだけ。もう、ちょっと質問するのもあれですから、やめときますわ。

議長（堀口武視君） ほかに。 巴里議員。

22番（巴里英一君） 予算上程でございますから その前に議長、あすいわゆる付託されるこの議案の中で要る資料がございますが、今要請し

ててよろしいでしょうかね。

議長（堀口武視君） 言うといってください。

22番（巴里英一君） 泉南作業所にかかわるもの、すべて。これ今申し上げたように、あす、補正でもありますので、これを参考資料としたいと思います。

それでは、歳入歳出全般にわたった中で質疑をしたいと思います。

7ページ、歳入歳出で、款16で財産区繰入金1億3,669万1,000円。

14ページ、地方債で、起債目的が老人集会場建設事業。この場合、内容的には償還が20年、3年据え置き、利率7%以内、9,000万円というのがあります。これ方法としては普通貸借、日本郵政公社及びその他の金融機関というふうになってます。

それで、19ページ、樽井財産区で、平成16年度予算の中にも総務管理費で1億2,386万6,000円出ております。歳入の一般会計で、繰入金として1億2,010万でございます。

182ページで、歳出で樽井老人集会場建設事業費1億2,010万、財源内訳は市債9,000万円と一般3,000万円。

議長（堀口武視君） 巴里議員、発言中ですが、申し上げます。簡潔にまとめていただいて質疑してください。

22番（巴里英一君） いや、ページ言う方がわかりやすいからね。

これについても、実施図面が全然ないということなんで、参考にならないというものになります。この問題の手法がこれでいいのかということのまず確認です。片一方で繰り入れしながら、一方で本予算において別途こういった起債目的を持ってやるというなら、もともと繰り入れしなくてもいけるというのが本来の筋じゃないですかというのが私の考え方です。

その他財産区も含めて、財産区関係でいいです。

樽井財産区が1億2,386万6,000円が総務費、狐池110万円、久堀池75万、馬場94万5,000円、男里1,000円、海宮宮池80万、信達市場では1,000円、大掛が54万円、幡代が1,549万円、岡中が98万円、新池が1,00

0円、芦谷池が105万1,000円。

これを合計いたしますと、実は1億4,550万5,000円になります。そうすると、合計数をすると、片一方の財産区全体の合計の総務費でありますと1億3,669万1,000円。すると、この差額の883万4,000円が一体どうなるのかということが出てきます。この点もお答え願えればと思います。

議長（堀口武視君） 質疑の途中でございますが、1時15分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時16分 再開

議長（堀口武視君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の巴里議員の質疑を続行し、理事者の答弁を求めます。谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 巴里議員御質問の財産区の分の数字の違ったという御指摘がありました。それについて、まず御答弁させていただきます。

樽井財産区も含めまして、今回16年度予算で12件の財産区会計予算を設定、提案させていただいております。

その中で、先ほど御指摘の総務管理費の分につきましては、トータルいたしますと1億4,552万5,000円の総務管理費がございます。そして、今度一般会計の方で財産区の方から繰り入れてるトータルが1億3,669万1,000円ございまして、差としては883万4,000円でございます。

これにつきましては、財産区の方でも維持管理費というんですか、そういうのがございまして、例えば除草作業委託料でありますとか、賃金でありますとか、そういった分につきましては、直接特別会計の財産区会計の方で執行している部分もでございます。ですから、そういう分につきましては、一般の方に繰り出しというんですか、それをせずに財産区会計で直に支出するというのもありまして、そういった差が出てきてると、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀口武視君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） それでわかりました。それは直接執行分ということの意味で一般会計に入

れてないと。その差額が883万4,000円だということで理解できました。

これはこれで理解できましたんで、他の質疑をかけた分について御答弁いただければと思います。

議長（堀口武視君） もう一度、巴里議員。

22番（巴里英一君） 私は資料要求1個しましたよね。それで歳入歳出で今財産区全体のやつを全部やりましたね。これ答弁いただきました。

それ以外に、2の中で起債分で歳入歳出の部分で答弁いただいたらいいということなんです。9,000万と一般財源3,000万、1億1,000万何ば、老人集会場のやつですね。

議長（堀口武視君） 神田助役。

助役（神田経治君） 樽井財産区から今回第二老人集会場を建てるに当たってということで、その相当分ということで繰出金として1億2,010万円いただいております。それについては、予算上、公共施設整備基金に積み立てをさせていただくと。

一方で、樽井老人集会場につきましては公の施設としての位置づけがございますので、厚生福祉事業債として9,000万円の地方債を発行させていただき、残りの分については、公共施設整備基金から3,000万円余の繰り入れをいたしまして、トータルの財源とさせていただいてるところでございます。

議長（堀口武視君） 巴里議員に申し上げます。泉南作業所の資料につきましては、担当原課に私の方から指示をして、でき得る限りの資料を提出するようにしときます。

巴里議員。

22番（巴里英一君） 議長の命に従いますので、私、優しいんでございまして、議長の方がきつよい。

助役、もう一度お聞きします。こういった財政の上において、代表者会議で議長からも若干お聞きしましたが、問題はないんだということで、後年度問題があって、それに対して、いわゆる債券ですから、国及び府の方から、こういった問題が起こったときに一括返済せよというような、こういうことは一切触れないからあり得ないということの確認でよろしいですか。

議長（堀口武視君） 神田助役。

助役（神田経治君） 昨日、代表者会議におきまして、この件について御説明をし、その時点で議長の方から、違法性について再度確認するようにという御指示いただきました。

大阪府の方において再度確認いたしましたところ、樽井第二老人集会場において起債発行することについて、法的に何も問題ないという回答をいただきました。

以上でございます。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

巴里議員、もう簡単にしてください。

22番（巴里英一君） いや、議長、言うてくれ言うから、私2回目立ったんですけども。

私、お聞きしたのは、後年度そういった問題はないというものの、ないんですかと聞いたんですね。すると、いわゆる市債を返せと、簡単に言うたら、一般でいうたら ということはありませんねと、そのことを答えてくれてませんということが1個。

それで、市長ね、助役の答えたのは結構ですわ。こういった財政の財源のつくり方という問題は、瑕疵がなくてもやっぱり変則ではないかと。市の状況は、苦しいのは私よくわかります。それで、皆さんがおっしゃってましたように、それなりに皆さんの地域における老人集会場及びそれに類する、関係するところが、非常にやっぱりこの額から見たらそんなに多額ではないと思います。そういったもの、補修、改修とか修理とかという問題が恐らくあると思うんですね。

そういった意味も含めて、やっぱりこういった財源をつくり出す、できるんだったら配慮すべきじゃないかというふうには私は思っています。

助役の方、先ほど申し上げたんと、その後のこととお答えいただいて、それに対して責任を持って市長がお答えいただければと思います。

議長（堀口武視君） 神田助役。

助役（神田経治君） 起債を発行することに問題ございませんので、その後、この件について、いわゆる違法というような指摘で繰上償還をするというようなことはございません。

議長（堀口武視君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、今回の樽井第二老人

集会場に係る財源内訳の面につきまして、事前に議員各位に十分御説明すべきであったというふうに思っておりますが、その点、大変不手際がございまして、議員各位にここで改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

巴里議員御質問ありましたように、先ほど助役も答弁しましたように、非常に今財政厳しい中で、いかにこれを乗り切っていくかということに主眼を置いて予算編成をいたしました。その過程でこういう財源の使い方といいますか、それが本市にとってベストではないかというふうに考えております。それで、もちろん違法性がないというチェックのもとでございますけれども、そういう形で組みさせていただきました。

それと、従来から財産区のあるところ、ないところ、繰り入れてそれを使うというのは、単純明快でももちろんあるわけなんです、あるところとないところの格差という問題も巴里議員からは常々御指摘もいただいております、それも1つ大きな問題だなというふうには思っておりました。

今回、こういう財源の内訳にさしていただきまして、一方では財産区からの意図を十分尊重するというのももちろんでございますけども、さらに全市民に対して、一定のやはりメリットといいますか、負担軽減といいますか、そういうことが図れるということもございまして、今回そういう形にさしていただいたところでございます。もちろん樽井財産区の御理解も得た上でございます。

それと、御指摘ありましたように、老人集会場は市内にたくさんございますが、非常にもう古いものもございまして、毎年、各地域から大規模修理あるいは小さな修繕に至るまで御要望いただいております。

それらについて、なかなか十分おこたえするだけの資金的な余力といいますか、そういうことがなかなかなかったわけでございまして、今回こういう形で将来的にかなり負担軽減が可能になってくるといことも踏まえまして、違った目的での還元というのはやはりいかがかなというふうに思いますので、老人集会場として今回そういう財源の取り扱いをさしていただきました関係上、それを活用する中で、新たなそういう市民の皆さんの

要望にこたえていけるように、私どもとしてもできるだけ配慮をしてみたいと、このように考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本19件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成16年度各会計予算19件につきましては、10名の委員をもって構成する平成16年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって平成16年度泉南市各会計予算19件につきましては、10名の委員をもって構成する平成16年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員10名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（堀口武視君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成16年度予算審査特別委員会委員に、

2番 竹田 光良君

4番 大森 和夫君

5番 前田千代子君

8番 奥和田好吉君

14番 南 良徳君

16番 島原 正嗣君

17番 角谷 英男君

20番 西浦 修君

21番 真砂 満君

23番 藪野 勤君

の以上10名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました10名の諸君を平成16年度予算審査特別委員会委員に

選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

次に、日程第32、議案第28号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（堀口武視君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

分冊議案書1ページをお開き願います。人事院勧告に基づき、国において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決され、通勤手当に関する改正規定が平成16年4月1日から施行されることに伴い、本市においてもこれに準じて通勤手当に関する規定を改正するため、本条例を提案するものであります。

3ページをお開き願います。まず、電車等の交通機関を使用する場合の通勤手当につきましては、通勤定期に係る通勤手当の支給方法を1カ月定期に相当する額を1カ月単位で支給していたものを6カ月定期に相当する額を6カ月分一括支給に変更し、その通勤手当の1カ月当たりの限度額についても5万5,000円に変更するものであります。この6カ月分一括支給に伴い、途中で異動のあった場合の返納制度についても新たに設けるものであります。

次に、自動車等を使用する場合の通勤手当については、支給額の上限を40キロ以上2万1,000円としていたものを60キロ以上2万4,500円に変更することに伴い、その間について5キロごとに定める使用距離区分を新たに設定するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（堀口武視君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 上山議員。

10番（上山 忠君） 若干質問させていただきます。

通勤手当、定期を支給する場合は、定期券の支給か現金の支給か。

それと、距離の問題ですけども、これは通勤の経路は本人の申告によって距離数を出していくのか、地図上で泉南市役所を起点として直線距離で出していくのか、その辺のところ。

それと、通勤距離について、経路については、通勤災害にかかわる件も出てくると思うんで、その辺のところ、申告した経路でもって通勤をした場合のみに多分交通災害、通勤災害が補償されるんですけども、それ以外のところで寄り道して事故を起こした場合とか、そういうやつがあるんですね。そういうやつがこの中に網羅されてるんかどうか。

議長（堀口武視君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） 3件ほどありましたので、お答えいたします。

まず、支給については、給料の中で現金で支給しております。

それと、通勤経路につきましては、通勤経路図という届け出を出していただいております。それによって、一番経路の簡略化された形でやっております。

それと、通勤災害でございますが、これにつきましては、通常、今言いました通勤届、これによって通勤経路を書いております。原則的にはその形で、公務災害認定委員会の方でまず事故があった場合にはしますけど、若干、認定委員会の中で弾力的な形でちょっと経路が外れた場合でもいけるようなケースもございます。

以上でございます。

議長（堀口武視君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 通勤の定期券の場合、現金で支給ということで今御答弁あったんですけども、本来通勤に使うための手段としての定期券代やから、要は定期券を与えるべきじゃないかと思うんですね。これ一般的に、手当だけもらって、ほかの交通手段を使うということもあり得るんですね。

それから、これはちょっと例ですけども、やっぱり定期券を購入して本人に渡して、更新の時期にその定期券を返してもらったら次の新しい定期券を渡すとか、そういう方法もとられてるんで、今後の課題として検討してください。

以上です。

議長（堀口武視君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は、来る26日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでございました。

午後1時35分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 堀 口 武 視

大阪府泉南市議会議員 竹 田 光 良

大阪府泉南市議会議員 中 尾 広 城